

HPVワクチン被害をとめるため予防接種法の改正を求める意見書

厚生労働省は、2009年10月、HPVワクチンサーバリックス（グラクソ・スミスクライン社）、2011年7月にHPVワクチンガーダシル（MSD社）を承認。2010年11月から「ワクチン接種緊急促進事業」を実施し、市区町村が行うHPVワクチン接種事業を助成した。2013年4月1日、予防接種法を改正し、HPV感染症の予防のためHPVワクチンが定期接種に追加された。

厚生労働省は審議会委員の利益相反を自己申告しているが、定期接種化を進める厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においては、委員のうち数名が個人として製薬会社との利害関係がある。また、ワクチンの医療経済効果を実証する論文は、発売元の製薬会社社員が執筆したことが判明し、利益相反が指摘されている。

HPVワクチンは、我が国初の遺伝子組みかえワクチンであり、アルミニウムアジュバンドに化合物が加わっている新しいタイプのワクチンである。にもかかわらず、治験結果が公表される前に承認されるなど、十分な審査がなされたのか疑問が呈されている。

2013年3月ごろより、HPVワクチン接種による副反応被害の多いことが明らかになり、6月14日に積極的勧奨は一時的に中止された。積極的勧奨の中止後も、HPVワクチン接種による副反応被害が報告されている。

予防接種法は「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」と定めている。したがって、予防接種を定期接種として国が実施する場合、1、ワクチンが対象とする疾病の罹患・発症を予防できること、2、ワクチン接種以外の方法で疾病の罹患発症を予防できない場合に使用する、3、ワクチンは安全であることの3点が必要である。

HPVワクチンは、HPV罹患予防効果は実証されていない。HPVは感染しても99%が自然消失するため、ワクチン接種の効果を確認することが困難である。また、子宮頸がんは定期的な細胞診及びHPV検査で予防可能であり、罹患しても手術等で治療できる。一方で、HPVワクチンは重篤な副反応の発症頻度が高い事実が明らかになった。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のとおり予防接種法改正とその運用を改めることを求める。

記

- 1 予防接種法第2条の2の第11項ヒトパピローマウイルス症候群を削除、HPV

ワクチン接種を中止すること。

- 2 予防接種法第15条の副反応被害については、定期接種のほか、国が市町村に助成し推進した予防接種事業の被害者を加え、国が救済すること。
- 3 新しいワクチンの承認時には、今までにない副反応や副反応発症時期が長期間に及んでいる事実を踏まえ、予防接種副反応被害の研究調査について、接種者の長期間追跡調査を行い数量的分析を行うこと。
- 4 予防接種法第24条の審議会委員の意見聴取に際し、審議会委員は、個人の利益相反に加え、委員の所属する組織・団体との利益相反を明らかにし、法令のもとに利益相反の疑いのある政策決定の場への関与を未然に防ぐこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月28日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明